

公益財団法人社会医学研究センター賛助会員規程

（ 目的 ）

第1条 この規程は、公益財団法人社会医学研究センター（以下「この法人」という）の定款第31条第2項の規定に基づき、賛助会員についての必要な事項を定めることを目的とする。

（ 賛助会員種別 ）

第2条 この法人の賛助会員は次のとおりとする。

- (1) A賛助会員 この法人の目的、事業に賛同する法人又は団体
- (2) B賛助会員 この法人の目的、事業に賛同する個人

（ 入会手続 ）

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の賛助会員入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

（ 賛助会員資格の取得日 ）

第4条 前条にもとづき入会する賛助会員の資格取得日は、特別の事情がない限り入会申込を代表理事が承認した日とする。

（ 会費 ）

第5条 この法人の賛助会員は、毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は賛助会員種別に応じて下記各号のとおりとする

- (1) A賛助会員 1口1万円、2口以上
- (2) B賛助会員 1口1万円、1口以上

（ 会費の用途 ）

第6条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（ 賛助会員の特典 ）

第7条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行する雑誌等を無料で配布を受けることができる。
- (2) この法人の開催する講演会、シンポジウムなどに優先して参加することができる。
- (3) この法人の相談・教育などの事業を優先して利用することができる。
- (4) この法人の出版物を割引料金で購入することができる。
- (5) この法人が所有する資料・図書等を無料で利用することができる。

(退会)

第8条 賛助会員は、賛助会員退会届をこの法人に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 個人である賛助会員が死亡し、又は法人、団体である賛助会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、賛助会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく会費を3年分以上滞納したとき。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。